

○ 鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、グローバル・アクティブラーニングセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修を実現するため、アクティブ・ラーニングを通じて、所蔵図書やデジタルコンテンツ等（以下、「ナレッジコンテンツ」という。）や、学内の ICT 環境を効率的に利活用し、グローバルに活躍できるエンジニアとなるよう支援する。

(センターの業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) アクティブ・ラーニング推進に関する事
- (2) ナレッジコンテンツの整備、管理、運用に関する事
- (3) 学内 LAN 等の情報基盤の整備、管理、運用に関する事
- (4) 情報セキュリティ推進に関する事
- (5) 情報教育支援に関する事
- (6) 国際交流における教育支援に関する事
- (7) その他、ICT 活用推進に関する事
- (8) その他センターに関する事

(グローバル・アクティブラーニングセンター長)

第4条 グローバル・アクティブラーニングセンター長は、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程（以下、「内部組織規程」という。）に基づき校長が任命する。

2 同じく内部組織規程に基づき、センターに副センター長を置く。

(キャンパス情報ネットワークシステム管理者)

第5条 内部組織規程に基づき、センターに、キャンパス情報ネットワークシステム管理者を置き、次の業務を行う。

- (1) 学内 LAN 等の情報基盤の整備、管理、運用に関する事
- (2) 情報セキュリティに関する技術支援に関する事
- (3) ICT 環境の利活用に関する技術支援に関する事

(グローバル・アクティブラーニングセンター委員会)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、グローバル・アクティブラーニングセンター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月10日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年9月11日に施行し、平成27年4月1日から適用する。